

第13回広島県環境影響評価技術審査会第2部会 議事録

(1) 開催日時

平成30年6月29日(金) 13:30~15:30

(2) 出席者の氏名

委員：西村委員，中坪委員，福本委員，山田委員，崎田委員

参考人：廿日市市分権政策部都市活力推進室，中電技術コンサルタント株式会社

(3) 会議に付した議案の件名

廿日市市新機能都市開発事業に係る環境影響評価方法書に係る審査

(4) 議事の概要

- 環境部長の挨拶の後，中坪部会長の議事進行により議事が開始された。
- 第2部会委員8名中，出席委員5名で，広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 崎田委員を議事録署名委員に指名。
- 参考人から事業概要説明の後，知事意見に盛り込むべき事項案について審査が行われた。

(以下，資料1を用いた事務局の説明は省略し，内容に係る議論のみ記載)

■ 全体的事項について

(委員) 事業計画に幹線道路等の建設が含まれていたが，道路建設の際には道路事業として今回とは別に環境影響評価を行うのか。

(参考人) 今回の環境影響評価は区画整理事業の手法で行うが，区画整理事業地内での造成工事及び道路整備はこの事業に含まれるため，環境影響評価についても併せて行う。

■ 環境影響評価項目の設定について

(委員) 事業計画区域は下水道に接続するという話だったが，現在は下水道未整備だと記載してある。整合は取れているのか。

(参考人) 平成39年の供用開始に合わせて廿日市市で公共下水道工事を進めている。

(委員) 自然地であったところに構造物ができ，融雪剤を散布することがあれば，雨水とともに公共用水域に流れ出る可能性がある。これによる河川等への影響を考慮する必要はないか。高速道路等では融雪剤が公共用水域に直接流れないようにしているのではないかと思うが，今回の事業計画区域ではどうか。

(参考人) 気象状況にもよると思うが，事業計画地近辺で降雪があるのは年に数回。だから良いというわけではないが，融雪剤をまく頻度はそれほど多くないと思われる。

(事務局) 面整備事業の技術マニュアルに，雨水の排水，水の濁りが評価項目の対象となりうると記載されている。事務局で精査し，項目に加えるかどうか検討する。

(委 員) 微小粒子状物質を対象項目に加える必要はないか。

(事 務 局) PM2.5 を対象とするかについては、環境省でも検討されており、現在のところ測定手法までは定められているが、予測・シミュレーションの手法が確立されていないため、アセスメントの対象項目とすることが難しい。このため、県の条例にも加えられていない。今後の検討課題とさせていただく。

■ 大気質について

(委 員) 意見なし

■ 騒音及び振動について

(委 員) 意見なし

■ 水質及び地下水について

(委 員) 意見なし

■ 動物について

(委 員) 意見なし

■ 植物及び生態系について

(委 員) 意見なし

■ 景観及び人と自然との触れ合い活動の場について

(委 員) 景観の調査地点はすべて陸地部となっているが、廿日市市の観光の現状を鑑み、マリーナホップ等からの高速船や瀬戸内海汽船のクルーズ船等、海上からの眺望も対象とすべきではないか。

(委 員) 五日市港には大型のクルーズ船が来港し、多くの外国人が訪れているが、五日市港を利用する観光客からの眺望は対象としなくてもよいのか。

(事 務 局) アセスメントの基本的な考え方として、航路や道路等の線ではなく、点から見た景観を対象としているが、観光船等からの景色が観光の名所であると考えられる場合等は、対象とすることも検討する必要がある。過去の事例も参考に精査し、項目に加えるかどうか検討する。

(参 考 人) 間に山があるため、事業計画区域は五日市港からの目視範囲にはない。

(委 員) 広島湾で自然学習等の場として利用されている地点を調査地点に加えるべきではないか。

(委 員) 自然との触れ合い活動の場ではないが、当該事業により影響を受けることが想定される宮島サービスエリアと佐方サービスエリアを調査地点に加えるべきではないか。

(事 務 局) 人と自然との触れ合い活動の場は、基本的に登山やトレッキング等の自然活動の場のことだが、サービスエリア等の利便性が悪くなることも考えられるため、過去の事例も参考に精査し、項目に加えるかどうか検討する。

(委 員) 宮島で景観の調査地点とされている地点は、歴史遺産の観点からのスポットと思われるが、宮島はグリーンツーリズムの場所でもあるため、シーカヌー等、自然遺産の観点からの景観についても対象とすべきではないか。

(委 員) 宮島サービスエリアからの景観について、現在は照明がないところに工業地域の人口光が入ることによる夜景の変化についても調査の対象とする必要はないか。

(事 務 局) 「野外レクリエーションの場からの景観等についても調査し、必要であれば地点を追加すること」を意見に加える。

(事 務 局) 夜景については、過去の事例も参考に精査し、項目に加えるかどうか検討する。

■ 廃棄物等について

(委 員) 意見なし

■ 全体審議について

(委 員) 意見なし

■ 答申の作成について

(部 会 長) 出された意見を踏まえ、内容の修正を行うが、修正については、部会長にご一任いただきたいがよろしいか。

(委 員) (異議なし)